

ご照会事項についての回答

1 みやぎ霊園使用規定について

(1) 墓地使用料は一括納付、墓地管理料は3年分を一括前納と規定されていますが、分納は一切認められないのでしょうか。

墓地使用申し込み時の代金分納は、お受けしておりません。なお、管理料はお申し込みの期日に合わせて按分しご請求いたします。

(2) 芝生墓地は購入時に墓石の施工が必要と規定されていますが(8条2項)、一般墓地等他の墓地について、墓石の施工時期は定められているのでしょうか。

墓石の建立時期は、ご使用者のご事情にお任せしております。

(3) 墓石建立前に使用权を放棄するなどして契約が終了した場合についても、使用者がすでに納入した使用料及び管理費の返還を一切請求できないのでしょうか。その理由を併せご教示ください。墓地永代使用权は、当園墓所を墳墓の用に供する目的をもって代々に亘り承継し施設使用する権利を設定したものです。故に、墓地永代使用契約とは、みやぎ霊園使用規定に則りお申込者と本財団の合意の下で、お申込者がその権利を売買行為により取得する契約であり、お申込者がその代金を支払い本財団が墓地永代使用許可を付与することで、本契約行為は完結いたします。当園墓所施設の利用は、この契約完結時から効力を発し開始されるもので、つまり、その時点からご使用者に割り当てられた墓所区画は、他者が使用することはできないその方専用の墓所としてご利用いただくこととなります。このことから、墓石建立の前か後かの如何によって、本使用权の行使に差異があるものとは言えないと考えております。また、ご使用者が墓所を不要になり当園施設の利用を止めたい場合は、ご使用者自らの意思による墓地永代使用权の放棄であって、本契約そのものが著しい誤認であるなどして成立しがたい明らかな事由を有する場合を除き、あるいはご使用者が当然期待する当園の適正な墓参環境の維持管理や役務の提供に瑕疵がない限りにおいて、その完結した契約行為に遡り、代金を返還する義務は負わないものと考えます。以上のことからみやぎ霊園使用規定では、墓地永代使用权の放棄によって代金を返還しない旨そのように定めてあります。

管理料の返還についてはみやぎ霊園使用規定では返還しない旨定めています。霊園創設初期から同規定を運用していることから、前例に則して対応しているということがその事由であります。お支払いいただく代金が、3年間分の前受金であることを考えますと、役務の提供がなされていない分を按分してご返却に応じることが妥当であるというご指摘であるならば、確かにその通りであると思われま。ただし、墓所を更地の状態(墓石外柵建立なし、埋葬なし)でご利用いただいていることを事由にしての管理料返還要求には、前述いたしました通り、原則として応じる義務は負わないものと考えます。

したがって、みやぎ霊園使用規定の定めからすれば、ご質問にある“墓石建立前に”という要件であったとしても、ご使用者がすでに納入した使用料及び管理費の返還のご請求を認め得るには該当しないということになります。

しかしながら、実務上では、この方針を厳密に適用することは、致しておりません。放棄のお申し出の際には、ご使用者の墓所において本使用許可が付与された時点から継続して墓石外柵類建立が

なされておらず埋葬もされていない状況であることが認められれば、一様に、お支払いいただいた代金の一部を返還するというご案内を差し上げており、ご使用者のご理解を得て放棄の申請受理と所定代金の返還をもってその手続きを終えます。なお返還金は、“お申し込み当初の墓地永代使用料の三割で上限を10万円とする”という算出方法を用いております。

(4) 管理料は、霊園内の共用施設の維持管理及び事務管理に要する費用であると規定されていますが、実際に使用を開始するまでの使用者の墓地について、どのような管理ないし便益提供がなされているでしょうか。

当園墓所施設の使用は、ご使用者に割り当てられた墓所区画に墓石等の設備が建立され又は焼骨が埋葬される如何を問わず、墓地永代使用許可が付与された時点で開始されていると考えています。管理料に該当する役務提供は、やむを得ない事情がない限り常に全てのご使用者に対して平等に行き渡るもので、当園の施設の共用部分や水道光熱費などの維持管理費、園内景観を保つための草花樹木等の管理、墓所の記録検索や、郵送物の送付などの事務費用、ごみや宗教的廃棄物の処理、諸々に充当される費用です。ご使用者の有される墓所の内部は、ご使用者の責任の下で維持管理していただくことを基本としています。ただし、実務上は、霊園の清潔で適正な維持管理に必要な範囲をもって、ご使用者の有する墓所内（墓所が更地でご使用されている如何を問わず）を清掃管理する作業を行っており、またこのことを厭うものではありません。

(5) 墓石建立前に、使用許可を取消したとき、または使用権を放棄するなどして契約が終了するのはどの程度の頻度で発生するものでしょうか。

霊園がご使用者の墓地永代使用権を取り消した事例はありません。ご使用者が墓地使用権を放棄される事例は、その年度によってまちまちですが、ここ数年は概ね年間あたり30件から40件です。そのうち墓石等の設備建立が全くされていない更地状態での放棄は、概ね少なくても2割、多くても5割です。

(6) 規程には、契約の終了事由として使用許可の取消、使用権の放棄の規定がありますが、契約の解除については規定されていません。本件契約は解除できないということでしょうか。解除できない場合、解除を認めないこととした理由もあわせてご教示ください。

墓地永代使用権は、当園墓所を代々に亘り承継し施設使用する権利を設定したものです。このことは、前3項で申し上げた通りでございます。ご使用者が墓所を不要になり当園施設の利用を止めたい場合は、ご使用者自らの意思による永代使用権の放棄であって、使用期間に対応したいわゆる賃貸借契約のような契約の解除という言葉は用いておりません。

ご使用者は、当園の施設が不要になり利用しなくなった場合には、いつでも書面をもって墓地永代使用契約時に合意したみやぎ霊園使用規定に基づく施設使用を解除することができます。このことは、第12条（使用権の放棄）1項として定めてあります。ご使用者は墓地永代使用権が付与されますと、第4条（永代使用料及び管理料）4項に定めのある通り管理料をご負担いただくなどの責務が生じます。一方、本財団には適正な墓参環境の維持管理を提供する責務が生じます。ご使用者が墓地使用権を放棄されるに伴い、もしくは取り消されるのに伴い、管理料をご負担いただくなど双方それぞれの責務が消滅することは、慣習に従って当然にして妥当な解釈と考えます。

(7) 契約が終了した後の当該墓地については、再度の募集がされるということによろしいでしょうか。その場合、貴法人が再募集等に要する費用についてご教示ください。

墓地永代使用权を放棄された墓所については、整備をして再募集いたします。その使用权が放棄された後の墓所の状態は、その面積や立地条件、整備件数等を含めまちまちであります。またご使用者のご事情も様々でありますので、その経済的なご負担や宗教的な配慮にあわせて対応する必要もあることから、一括りに再整備再募集に充てられる費用が云々のご質問にお答えすることは、難しいものと考えます。また、放棄から再募集に係わる事務費用や広告費用も他の一連の事務作業と連動して行うことから、部分だけを抜き出して費用算出することは困難と考えております。

(8) 墓石施工後に契約が終了した場合、墓石撤去等原状回復は使用者が使用者の費用で行うということによいでしょうか。

墓地永代使用权を放棄された場合、もしくは霊園使用規定により墓地使用权を取り消された場合は、ご使用者の責任の下で、墓所は原状に復するようお願いいたします。

(9) 墓石工事等の施工業者が、請負金額の13%を納付する必要があるようですが(8条1項)、同納付金の意味をご教示ください。

墓石等工事を施工するにあたり、その施工業者には請負代金の13%に当たる代金を所定の工事申請手続きに併せて納付いただいております。当霊園を支える収入の柱であります。その納付代金は、主に次の諸費用に該当する性質のものです。園内の諸施設をご使用いただく(大型重機の入場 電気水道設備、駐車場、休憩所、ごみ処理場など)費用、完成に至るまで工事内容を管理する費用、施設汚損処理費、事務手続きおよび記録保管費用、などです。

2 やすらぎの碑使用規程について

(1) 使用料金は一括納付と規定されていますが、分納は一切認められないのでしょうか。墓地使用申し込み時の代金分納は、お受けしておりません。

(2) 使用料金(規程第4条)は、墓や納骨壇の使用料と貴法人が個人墓と納骨壇について「納骨から33年後に焼骨を合祀墓に合祀」する費用ということによいでしょうか。使用料金に含まれる費用についてご教示ください。

やすらぎの碑は、いわゆる永代供養墓としての特徴を有しており、そのやすらぎの碑使用权は個人を対象にしております。設備としては、個人納骨部、納骨壇部、合祀部と分けられており、個人納骨部および納骨壇部のご遺骨はご納骨から33年の期間を経て合祀部に散骨合祀された後は、多くの方々のご参拝場として永年に亘りお祀りされ維持管理されます。したがって、使用料金はその一連の権利に設定された対価と言えます。また掛かりうる諸費用は、その一連の権利に応じるための運営費です。

(3) 本規定が適用される契約について管理料を徴収しない理由をご教示ください。

管理費用に該当するものは当使用料に統合しておりますことから、別途頂戴することは致しておりません。いわゆる永代供養墓を希望される方は、残される者に対して負担をかけたくない(もっと

も、祭祀財産が子孫の負担になるという考え方は、残されたご子孫の側からすればあながちそうでもないという側面もありますが・・)として、ご自分の終末は自分自身で完結させたいと考える方が多いのです。このことから毎年請求の対象になる管理費徴収の仕組みは避けて、後の金銭負担が生じない方法を探っております。

(4) 納骨前や合祀前に使用権を放棄するなどして契約が終了した場合についても、使用者がすでに納入した使用料の返還を一切請求できないのでしょうか。その理由を併せてご教示ください。

前2項に記しました通り、使用料は、永代供養墓としての特徴を有するやすらぎの碑を使用する権利の設定に対応した対価であります。お申込者がその代金を支払い本財団が使用許可を付与することで、本契約行為は完結いたします。当園墓所施設の利用は、この契約完結時から効力を発し開始されるもので、つまり、その時点からご使用者に割り当てられた個人納骨部や納骨壇部の場所は、他者が使用することはできないその方専用の墓所としてご利用いただくこととなります。また、合祀部分においても焼骨の一般的容量から使用可能な合祀数を割り当てており、算出数を超えてのご使用はお受けできません。これらのことから、ご納骨の前か後かの如何によって、本使用権の行使に差異があるものとは言えないと考えております。また、ご使用者が墓所を不要になり当園施設の利用を止めたい場合は、ご使用者自らの意思による使用権の放棄であって、本契約そのものが著しい誤認であるなどして成立しがたい明らかな事由を有する場合を除き、あるいはご使用者が当然期待する当園の適正な維持管理や役務の提供に瑕疵がない限りにおいて、その完結した契約行為に遡り、代金を返還する義務は負わないものと考えます。

(5) 納骨前や合祀前に、使用権を放棄するなどして契約が終了するのはどの程度の頻度で発生するのでしょうか。

平成23年度から本施設の供用をいたしておりますが、使用権の放棄は僅かに数件でございました。本施設の性格上、今後も使用権の放棄を申し出られる方は、少ないのではないかと考えます。

(6) 契約が終了した後の当該墓については、再度の募集がされるということによろしいでしょうか。その場合、貴法人が再募集等に要する費用についてご教示ください。

所定期間を経て合祀された後の納骨部は、清掃等の整備をして再募集いたします。この部分の費用を想定しますと、そう多くはない費用負担と考えます。一方、放棄から再募集に係わる事務費用や広告費用は他の一連の事務作業と連動して行うことから、部分だけを抜き出して費用算出することは困難と考えております。

(7) 規程には、注意事項としてお骨返還要求による使用権消滅の記載がありますが、解除規定はありません。本件契約は解除できないということでしょうか。解除できない場合、解除を認めないこととした理由もあわせてご教示ください。

やすらぎの碑は個人を対象にした施設であり、所謂祭祀の承継を認めるものではありません。本施設の主な使用目的は次の通りです。

①生前に自らのために個人が使用を申込み、後日において納骨を予定する

②火葬埋葬改葬の各許可書と遺骨を保持し、祭祀主催者として埋葬する

したがいまして、当やすらぎの碑が不要となり改葬等の事由でご遺骨を返却した場合の後に、その

使用権をもって同じ場所に他者のご遺骨を納めることはできません。例えば想定しがたいケースではありますが、祭祀儀礼のために一時的にご遺骨をご自宅等にお持ち帰りなされる場合など、慣習に沿ったお申し出であれば無論、この限りではありません。前述いたしました通り、やすらぎの碑使用権は、永代供養墓の特徴を有する施設としてその一連の権利に設定されたものです。お申込者とその代金を支払い本財団が使用許可を付与することで、本契約行為は完結いたします。ご使用者は、当施設が不要になり利用しなくなった場合には、いつでも所定の手続きをもって使用契約時に合意したみやぎ霊園やすらぎの碑使用規程に基づく施設使用を解除することができます。その際には、ご遺骨をお持ち帰りになるのか、他所へ改葬されるのか、個人納骨部もしくは納骨壇部であれば期間を短縮して合祀されるのか、それぞれのケースに応じて手続きを進めることとなります。

3 有期限墓地使用規程について

(1) 墓地・墓石使用料及び管理料は一括納付と規定されていますが、分納は一切認められないのでしょうか

墓地使用申し込み時の代金分納は、お受けしておりません。

(2) 納骨前に使用権の放棄などで契約が終了した場合についても、使用者がすでに納入した使用料及び管理費の返還を一切請求できないのでしょうか。その理由を併せご教示ください。

有期限墓「ももとせの墓」は、個別に墓石を設置し埋葬する期間をご使用者のお申し出にしたがって設定するのに併せ、期間満了後にはご遺骨を所定の合祀墓にお納めし、合祀された後は、多くの方々のご参拝施設として永年に亘りお祀りされ維持管理されます。同時に墓石解体処分などの墓所原状回復も処置されるものです。有期限墓使用権は、この観点からすれば永代使用の側面をあわせもちますが、この一連の権利に対して設定されたものです。したがって、お納めいただいた代金はこの権利の対価としてのものでありますことから、お申込者とその代金を支払い本財団が使用許可を付与することで、本契約行為は完結いたします。当園墓所施設の利用は、この契約完結時から効力を発し開始されるもので、つまり、その時点からご使用者に割り当てられた墓所区画は、他者が使用することはできないその方専用の墓所としてご利用いただくこととなります。このことから、ご納骨の前か後かの如何によって、本使用権の行使に差異があるものとは言えないと考えております。また、ご使用者が墓所を不要になり当園施設の利用を止めたい場合は、ご使用者自らの意思による使用権の放棄であって、本契約そのものが著しい誤認であるなどして成立しがたい明らかな事由を有する場合を除き、あるいはご使用者が当然期待する当園の適正な維持管理や役務の提供に瑕疵がない限りにおいて、その完結した契約行為に遡り、代金を返還する義務は負わないものと考えます。墓石設置においても契約完結時から墓石仕様協議を重ね石材を加工準備し速やかに設置されるものでありますので、その行為が全くされていない場合や重大な瑕疵がある場合を除き、代金を返還する義務は負わないものと考えます。管理料に該当する部分につきましては、お支払いいただく代金が、指定期間分の前受金であることを考えれば、役務の提供がなされていない分を按分してご返却に応じることが妥当であるというご指摘は、確かにその側面があると思われます。しかしながら本契約は、本墓所運用の特殊性を理解し、指定期間に応じた費用一括支払いの合意であることから、本契約そのものが著しい誤認であるなどして成立しがたい明らかな事由を有する場合を除き、あるいはご使用者が当然期待する当園の適正な維持管理や役務の提供に瑕疵がない限りにお

いて、ご使用者の放棄による代金返還要求に応じる責務は免れるものと考えます。また、墓所をご納骨されていない状態をご利用いただいていることを事由にしての管理料返還要求につきましても、前述いたしました通り、使用許可が付与された時点で使用が開始されていることから、原則として応じる義務は負わないものと考えます。

(3) 使用期間満了前に、または納骨前に、使用権を放棄するなどして契約が終了するのはどの程度の頻度で発生するものでしょうか。

この事例の発生は少なく、今のところ1件のみです。また本施設の主旨として、その事例が多く発生する事は考え難いと思われます。これは、ご使用者自らが期間を設定する事、ご使用者がその祭祀儀礼を自らの代で完結したいと強く望んでいることが、主な事由として挙げられます。

(4) 管理料・年2500円の定めがありますが、どのような費用にあてていますか。また特に、実際に使用を開始するまでの使用者の墓地について、どのような管理ないし便益提供がなされているでしょうか。

本墓所設備を維持管理する諸費用と、当霊園施設の維持管理、諸事務費用に当てられます。前項等で申し上げている通り、当墓所施設の利用はこの契約完結時から開始されるもので、ご納骨されている如何に問わず、有期限墓地使用の許可が付与された時点からご使用いただくものです。

(5) 契約が終了した後の当該墓地については、再度の募集がされるということによろしいでしょうか。その場合、貴法人が再募集等に要する費用についてご教示ください。

期限が満了した墓所は、整備し再募集をいたします。当整備費用は墓石の解体処分費用、お骨あげ費用、骨堂清掃等を含め、霊園職員が自ら事に当たった場合には、概ね5万円未満です。また、放棄から再募集に係わる事務費用や広告費用は他の一連の事務作業と連動して行うことから、部分だけを抜き出して費用算出することは困難と考えております。

(6) 規程には、注意事項としてお骨返還要求による使用権消滅の記載がありますが、解除規定はありません。本件契約は解除できないということでしょうか。解除できない場合、解除を認めないこととした理由もあわせてご教示ください。

恐れ入りますが、本質問の主旨が理解できません。ご指摘の内容について再度お教えください。

(7) 有期限墓地の撤去に関わる費用は契約時の料金に含まれていると規定されていますが(16条3項)、試用期間満了前に契約が終了した場合にも墓地撤去等原状回復費用を使用者が負担することはないということでしょうか。

ご質問の内容を、使用期間満了前と理解し回答いたします。想定的事例について明確にお答えするのは難しいのですが、原則として代表使用者のお申し出に沿って当園負担により原状に復することになります。この場合、ご使用者が自ら設置した墓石付属品類について廃棄処分以外をご希望される際にどのように扱うかについては、取り外しの時に破損の恐れもあるため、ご使用者とのお話し合いになると思われます。また、ご使用者様が自ら依頼した開眼供養や納骨供養に呼応する儀礼などの費用や、お骨上げの際の骨壺等などの費用は、当園がご使用者に代わり負担する義務は負わないものと考えます。なお恐れ入りますが、後学のため「試用」と用いた専門の意味がございましたら

お教えてください。

4 みやぎ墓守り後見制度. 「墓託」について

(1) 管理料等は一括納付と規定されていますが、分納は一切認められないのでしょうか。代金分納は、お受けしておりません。また、ご自分の代で所謂“墓じまい”せざるを得ないご事情下では、そのご心情の軽減という観点から、そもそも分納は望まれないものと理解しておりますし、本制度の主旨にそぐわないものと考えます。

(2) 期間短縮の場合でも、納付済みの料金は返金できないとの記載がHP上にありますが、行っていない墓地清掃や読経供養の料金も含め、使用者がすでに納入した費用の返還を一切請求できないのでしょうか。その理由を併せて教示ください。

墓託の主旨は、墓所の承継者が近い将来いなくなることを予測（本人の死亡を含め）し、死後のやすらぎへの祈りを満たすものとして、切なる願いのもと以後の管理を本財団に委託するというものでございます。しかしながら、墓託の制度がご使用者の墓地永代使用权に付随して運用されることから、まれなケースではあろうかと思われませんが、本墓所の使用者代理人もしくは新たな承継者などから、お申し出期間の解約変更などがなされる蓋然性が存じます。果たしてこの期間短縮は、当初のお申し込み者様のご遺志を反映しているものかどうかを判断するにはし難い側面があります。したがって、本規程第13条では、金銭返却を目的とした変更には制限を加えるものとして定めてあります。また、ご親族がいるにもかかわらず安易に本制度を利用することは、後のトラブルを招きかねないというリスクを抱えていることは否めず、その点において慎重に運用すべきであり、お申込者が思いとどまる制限を有することはその“重し”であると考えます。無論のことではありますが、ご使用者は当園を継続的に善意に基づいてご使用いただいている方であられますから、墓託の契約解除変更におけるご相談は、ご指摘の部分の返還請求を含め真摯に対応させていただく所存であります。

(3) HP上では概要を説明したチラシが掲載されており、規定（規程）が確認できませんでしたので、「墓託」の規定（規程）をご提供ください。

当園ホームページにアップしておりますのでご覧ください。

その他)

有期限墓及び墓託制度は、一般の永代使用权と異なり全国的にみても運用実績が少なく、また歴史がきわめて浅いものです。その運用の詳細につきましては、まだまだ精査の及ばない部分もあろうかと存じます。各使用規程第1条（目的）にあります通り、本制度は、ご自分の代で生命の終焉をどのように弔うか、死後のやすらぎへの祈りを満たすものとして、市民の皆様の様々なご事情ご要望にお応えしようとするものです。今後、この制度が市民の皆様の健やかな宗教的感情に受け入れられご利用が進むにつれて、私共の想定を超えた要望をお寄せいただくこともあろうかと思いますが、その都度、真摯に対応してまいりたいと考えます。

以上